

# 国民健康保険税の税率を見直します

保険年金課 ☎048(473)1645

国民健康保険制度の安定的な運営のため税率の見直しを行います。  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

## 見直しの内容

	基礎課税分（医療分）			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割	均等割	課税 限度額	所得割	均等割	課税 限度額	所得割	均等割	課税 限度額
見直し前	7.35%	32,800円	66万円	2.4%	13,300円	26万円	2.2%	14,100円	17万円
見直し後	7.67%	47,200円	67万円	2.78%	17,000円	26万円	2.39%	17,500円	17万円

子ども・子育て支援納付金分（新設）			
所得割	均等割	18歳以上 均等割	課税 限度額
0.26%	1,500円	100円	3万円

※子ども・子育て支援納付金分について18歳未満の人には均等割を課税しません。18歳以上の人には、18歳以上均等割が上乗せされます。

## 見直しの経緯

### 子ども・子育て支援納付金分の新設

子どもや子育て世帯を社会全体で支えるため、すべての世代や企業から「子ども・子育て支援納付金」を拠出いただく制度がはじまりました。そのため、国民健康保険税においても子ども・子育て支援納付金分を新設する必要が生じました。

なお、ご負担いただいた納付金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度など子育て支援施策の拡充に活用されます。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。



▲こども家庭庁ホームページ

### 一人あたりの医療費などの増加

被保険者数は微減傾向ですが、医療の高度化や団塊世代の75歳到達により、一人あたりの医療費や後期高齢者医療、介護保険への支援金は増加傾向にあり、今後も安定した運営を行う財源を確保するため、税率の見直しが必要な状況です。

年度	金額
令和4年度	357,055円
令和5年度	363,066円
令和6年度	364,552円

▲一人あたりの医療費額の推移

### 標準税率適用への対応

国民健康保険制度における自治体間の負担の公平性を確保するため、埼玉県では「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」において、将来的な税率の県内完全統一を見据え、令和9年度には県が市町村ごとに定めた税率（標準税率）の適用を目指しています。現在、県内の各市町村でも税率の見直しが行われています。

### 法定外繰入額（赤字）の解消

これまで財源不足を補うために、法律に負担の根拠がない一般会計からの補てん（法定外繰入）を行ってきましたが、税率の見直しを行った令和7年度の当初予算においても約2億2,500万円の法定外繰入を行わざるを得ない状況でした。県の運営方針では、各市町村に対して令和8年度末までに法定外繰入をなくすことが求められています。

年度	金額
令和4年度	22,493円
令和5年度	36,878円
令和6年度	36,278円

▲一人あたりの法定外繰入額の推移

なお、本市では急激な負担増を避けるため、令和8年度予算において約1億円の法定外繰入を行います。